

一宮市告示第 136 号

地方税法第 416 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり令和 8 年度の固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供するので、同条第 3 項の規定に基づき、縦覧の場所及び期間につき公示する。

令和 8 年 3 月 27 日

一宮市長 中 野 正 康

- 1 縦覧場所 一宮市役所本庁舎 3 階 資産税課
- 2 縦覧期間 2026 年 4 月 1 日から
同年 4 月 30 日まで
(市役所の窓口受付時間中)